

契約・解約トラブルなんでも110番 実施状況

1 事業の内容

国が提唱する5月の「消費者月間」の事業のひとつとして、平成7年度から金沢弁護士会消費者問題対策委員会との共催で「契約・解約トラブルなんでも110番」を実施し、弁護士と消費生活相談員が消費者からの相談に応じた。

日 時：令和元年5月20日（月）午前10時～午後3時

弁護士：6名（午前3名、午後3名）消費生活相談員：6名

2 相談件数

29件（来所相談 12件 電話相談 17件）

3 相談内容の内訳

運輸・通信サービス	7件	保健衛生品	2件
金融・保険サービス	5件	レンタル・リース・賃貸借	2件
食料品	3件	その他	8件
商品一般	2件		

4 主な相談事例

- (1) セミナーで知り合った女性と親しくなり、投資話を持ち掛けられた。100万円以上投資したがやめたくなり解約を申し出たところ、高額の手数料を差し引き返金も遅くなると言われた。どうすればよいか。 (50歳代 女性)
- (2) 高校生の娘にサプリメントが届いたが、注文していない。どうすればよいか。 (40歳代 男性)
- (3) 昨年亡くなった息子に借金があることが分かった。親が返さなければならないのか。 (60歳代 女性)

5 過去の開催状況

平成28年度（5月16日）	33件（来所相談 19件 電話相談 14件）
平成29年度（5月15日）	30件（来所相談 11件 電話相談 19件）
平成30年度（5月21日）	30件（来所相談 10件 電話相談 20件）